

# 令和3年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和4年 1月 17日  
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和4年 2月 1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下のホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
  - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
  - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

# 1. 賃上げを実施する企業に対する加点措置について

- ◆「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点(加算点)の加点を行う。
- ◆総合評価落札方式で実施する全ての工事において実施。(令和4年2月1日以降の公告案件から適用)
- ◆賃上げが未実行な者について、財務省主計局法規課から通知された日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合、加点する割合よりも大きな割合(加算点の5%+1点)の減点を行う。

## ○加点評価基準

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施をした企業等	事業年度または暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明 【大企業】	加算点の5%以上
	事業年度または暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明 【中小企業等】	

※中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

## 【工事の場合】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点 (基礎点)} + \text{加算点} + (\text{施工体制評価点})}{\text{入札価格}}$$

加算点(赤枠部分)を、賃上げを実施する企業に対して、5%以上(※)を加点する。

# 2. 賃上げを実施する企業に対する加点措置について

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置評価方法【加点イメージ】

○加算点の例（本省ガイドライン）【施工能力評価型Ⅱ型】

評価項目		評価基準		配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり		8点	8点	20点
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり		0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上		8点	8点	
		75点以上80点未満		5点		
70点以上75点未満		2点				
表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対象)		表彰あり		4点	4点	
		表彰なし		0点		
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8点	8点	20点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4点		
			同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	80点以上		8点	8点	
75点以上80点未満		5点				
		70点以上75点未満		2点		
		70点未満		0点		
表彰 *同じ工種区分の過去4年間の工事を対象		表彰あり		4点	4点	
		表彰なし		0点		

賃上げを実施する企業に対する加点 ○点

**【考え方】**

- 既存の評価内容に影響しないよう、既存の評価の満点の外側に賃上げ加点を設定
- 加点合計の5%以上となるよう点数設定 例：元々40点満点の場合：3点  
( $40 \times 5\% = 2$ 点とすると、加点後の状態では $2点 / 42点 = 4.7\%$ となり5%を下回るため)

# 3. 賃上げを実施する企業に対する配点例について

総合評価落札方式（施工能力評価型：各種）における入札段階の標準的な配点例 新旧対照

## 現 行

1) 施工能力評価型の加算点の配点

① 施工能力評価型（I型・施工計画重視型）

総合評価対象 40(30)			
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度
20(15)	8(6)	8(6)	4(3)

② 施工能力評価型（I型）

総合評価対象 40(30)			
施工計画 (可か不可のみを評価)	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度
	16(12)	16(12)	8(6)

③ 施工能力評価型（I型・施工計画重視型・チャレンジ型）

総合評価対象 30(20)		
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等
20(15)	5(2.5)	5(2.5)

④ 施工能力評価型（II型）

総合評価対象 40(30)		
企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度
16(12)	16(12)	8(6)

※施工体制確認型出ない場合は( )内の点数とする。

## 新

1) 施工能力評価型の加算点の配点

① 施工能力評価型（I型・施工計画重視型）

総合評価対象 40+3(30+2)				
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	賃上げ 実施企業
20(15)	8(6)	8(6)	4(3)	3(2)

② 施工能力評価型（I型）

総合評価対象 40+3(30+2)				
施工計画 (可か不可のみを評価)	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	賃上げ 実施企業
	16(12)	16(12)	8(6)	3(2)

③ 施工能力評価型（I型・施工計画重視型・チャレンジ型）

総合評価対象 30+2(20+2)			
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	賃上げ 実施企業
20(15)	5(2.5)	5(2.5)	2(2)

④ 施工能力評価型（II型）

総合評価対象 40+3(30+2)			
企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	賃上げ 実施企業
16(12)	16(12)	8(6)	3(2)

※施工体制確認型出ない場合は( )内の点数とする。

# 3. 賃上げを実施する企業に対する配点例について

総合評価落札方式（技術提案評価型：各種）における入札段階の標準的な配点例 新旧対照

## 現 行

### 2) 技術提案評価型の加算点の配点

#### ① 技術提案評価型 (A型)

総合評価対象70(50)		段階選抜対象 40or60		
技術提案		簡易な 技術提案※	企業の 能力等	技術者の 能力等
70(50)		20	20	20

#### ② 技術提案評価型 (S型・WTO)

総合評価対象60		※段階選抜対象 30	
技術提案		企業の 能力等	技術者の 能力等
60		15	15

#### ③ 技術提案評価型 (S型・非WTO)

総合評価対象50(40)			
技術提案	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度
30(20)	8	8	4

#### ④ 技術提案評価型 (S型・非WTO・チャレンジ型)

総合評価対象40(30)		
技術提案	企業の 能力等	技術者の 能力等
30(20)	5	5

※施工体制確認型出ない場合は( )内の点数とする。

## 新

### 2) 技術提案評価型の加算点の配点

#### ① 技術提案評価型 (A型) ※「技術提案評価」時に加算

総合評価対象70+4(50+3)		段階選抜対象 40or60		
技術提案	賃上げ 実施企業	簡易な 技術提案※	企業の 能力等	技術者の 能力等
70(50)	4(3)	20	20	20

#### ② 技術提案評価型 (S型・WTO) ※「技術提案評価」時に加算

総合評価対象60+4		※段階選抜対象 30	
技術提案	賃上げ 実施企業	企業の 能力等	技術者の 能力等
60	4	15	15

#### ③ 技術提案評価型 (S型・非WTO)

総合評価対象50+3(40+3)				
技術提案	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	賃上げ 実施企業
30(20)	8	8	4	3(3)

#### ④ 技術提案評価型 (S型・非WTO・チャレンジ型)

総合評価対象40+3(30+2)			
技術提案	企業の 能力等	技術者の 能力等	賃上げ 実施企業
30(20)	5	5	3(2)

※施工体制確認型出ない場合は( )内の点数とする。

